

景観審議会とは

景観計画に定める事項、その他良好な景観形成に関し必要な事項について調査及び審議をするために、湖南省景観条例第 34 条に基づき設置された市の付属機関です。

審議事項

1. 景観計画の変更もしくは提案に基づく変更の必要性の判断に関すること
2. 景観計画に基づく行為の届出に係る助言又は指導、勧告及び変更命令に関すること
3. 景観重要建造物、景観重要樹木にかかる指定、変更、解除、管理に関する命令又は勧告に関すること
4. 景観形成重点地区の指定に関すること
5. 屋外広告物条例にかかる規制地域の指定又はその変更に関すること
6. 屋外広告物条例にかかる適用除外および許可基準の決定又は変更に関すること

◎湖南省景観審議会

■開催回数

審議案件がある都度

■開催時期

不定期（随時開催）

■委員

13 名以内で組織

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 学識経験を有する者 | 5 名程度 |
| (2) 各団体の関係者 | 6 名程度 |
| (3) 公募による市民 | 1 名程度 |
| (4) その他市長が必要と認める者 | 1 名程度 |

■任期

2 年

■報酬

6,000 円／回（湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年 10 月 1 日 条例第 48 号）第 2 条に基づく）

■所管課

湖南省都市建設部都市政策課